

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書

1 基本情報

フリガナ 法人名	カブシキカイシャヒデ 株式会社 秀					
法人所在地	〒 079-8417 旭川市永山7条3丁目1番28号					
フリガナ	ゴトウ ショウゴ					
書類作成担当者	後藤 省吾					
連絡先	電話番号	0166-74-6166	FAX番号	0166-74-6176	E-mail	seiryokan@ag.wakwak.co

2 実績報告

※詳細は別紙様式3-2に記載

※本様式では2つの要件を確認しており、オレンジセル3カ所が「○」でない場合、補助金支給のための要件を満たしていない。

I 交付金による賃金改善を行う総額が交付金による収入額以上であること

II 賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること

①福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の総額(k)				601,343	円	要件 I ○		
②賃金改善所要額(i-ii)(右欄の額は①欄の額以上であること)				682,130	円			
i) 賃金改善実施期間(④)に交付金により賃金改善を行った福祉・介護職員等の賃金の総額((l)+(m))				39,005,642	円			
ii) 前年度(賃金改善実施期間に相当する期間)の福祉・介護職員等の賃金の総額【基準額】				38,323,512	円			
③ベースアップ等による賃金改善の総額								
i) 福祉・介護職員 の賃金改善額	(うち、ベースアップ等による賃金改善の額)		354,708	円	(100.00) %	要件 II ○		
			354,708	円				
		(一月あたり)	44338.5	円				
ii) その他の職員の賃金改善額	(うち、ベースアップ等による賃金改善の額)		327,422	円	(100.00) %	○		
			327,422	円				
		(一月あたり)	40927.75	円				
④ 交付金による賃金改善実施期間				令和4年	2	月 ~	9	月

※② i) 「賃金改善期間(④)に交付金により賃金改善を行った福祉・介護職員等の賃金の総額」には、交付金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

※② ii) 「前年度(賃金改善実施期間に相当する期間)の福祉・介護職員等の賃金の総額【基準額】」には、計画書別紙様式2-1の2② ii) の額を記載すること。この【基準額】については、職員構成が変わった等の事由により修正することが可能である。

※② i) 及び② ii) には、処遇改善加算及び特定加算を取得し実施される賃金の改善額を含む額を記載すること。

※給与明細や勤務記録等、実績報告の根拠となる資料は、指定権者からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、適切に保管しておくこと。

※交付金の請求に関して虚偽や不正があった場合は、支払われた交付金を返還することとなる場合がある。

実績報告書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 4 年 12 月 20 日

(法人名) 株式会社 秀

(代表者名) 代表取締役 齊藤 秀彰